

福祉医療受給者証の有効期間にご注意ください

次の対象の方は、福祉医療受給者証の有効期間が3月31日(火)で終了します。期限が切れた受給者証は、4月中にご返却ください。

- ▼対象Ⅱ【母子家庭等医療費受給者証】平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの方およびその保護者
 - 【子ども医療費受給者証】平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの子ども
 - ▼返却方法Ⅱ保険年金課または赤羽根市民センター、渥美支所へ直接返却
 - ▼保険年金課
- ☎23局3514 FAX23局0180

精神保健福祉家族教室を開催します

家族が日ごろ感じていることや悩みなどを話しあえるよう、家族教室を開催します。

- ぜひ、ご参加ください。
- ▼対象Ⅱ精神疾患で治療中の方の家族など(市内在住の方)
- ▼日時Ⅱ3月17日(火)午後2時～4時
- ▼場所Ⅱ田原福祉センター1階ポランテイアルーム
- ▼内容Ⅱ保健所による説明「精神疾患(統合失調症やうつ

病)の症状や経過について」、家族交流会「日頃の関わりの中での家族の悩みを話し合おう」(助言者：可記念病院 精神保健福祉士 佐藤大介氏)

▼定員Ⅱ20名(先着順)

▼申し込みⅡ電話またはFAXにて(FAXの場合は、住所・氏名・電話番号を明記)

※詳しくはお問い合わせください。

- ▼豊川保健所健康支援課
- ☎(0533)86局3626
- FAX(0533)89局6758

税

固定資産税にかかる閲覧・縦覧

4月から、平成27年度固定資産税の課税内容の確認のため「固定資産課税台帳の閲覧」「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

◆固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧申請は、所有者のほか借地・借家人なども行えます。ただし、借地の方は当該土地、借家の方は当該土地および家屋に限ります。

また、固定資産課税台帳に記載さ

れている事項の証明を取ることでもできます。

- ▼閲覧場所Ⅱ市役所税務課
- ▼閲覧および記載事項の証明期間Ⅱ4月1日(水)から通年/土・日曜日、祝日および年末年始を除く/午前8時30分～午後5時15分
- ▼対象者/対象固定資産Ⅱ①固定資産税の納税義務者(代理人含む) / 当該納税義務に係る固定資産②土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方 / 当該権利の目的である土地③家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方 / 当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地④固定資産の処分をする権利を有する一定の方 / 当該権利の目的である固定資産

▼持ち物Ⅱ本人(同居の親族を含む)が閲覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの / 代理の方が閲覧する場合は、委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの / 借地・借家の方などが閲覧する場合は、権利関係を示す書面などと、運転免許証などの借地・借家人自身を確認できるもの

◆土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地縦覧帳簿および家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、納税者が自分の土地・家屋の価格と、近隣の土地・家屋の価格とを比較することができます。縦覧は無料ですが、写しの交付は行いません。

- ▼縦覧期間Ⅱ4月1日(水)～6月1日(月) / 土・日曜日、祝日を除く / 午前8時30分～午後5時15分
- ▼縦覧場所Ⅱ市役所税務課
- ▼対象者Ⅱ市内に所在する土地・家屋の固定資産税納税者(代理人含む)

▼縦覧帳簿の記載項目Ⅱ①土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格)②家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

▼持ち物Ⅱ本人(同居の親族を含む)が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの / 代理の方が縦覧する場合は、委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの

▼審査申出期間Ⅱ固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月1日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内

- ▼税務課
- ☎23局3510 FAX23局0180